

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○土地改良区の定款の変更の認可.....	(農業施設管理課)	65
○道営土地改良事業変更計画の決定.....	(農業施設管理課)	65
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....	(治山課)	65
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....	(治山課)	65
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....	(治山課)	66
○土砂災害警戒区域の指定.....	(維持管理防災課)	66
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....	(維持管理防災課)	67
○北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正.....	(経理課)	67
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正.....	(調達課)	67

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	68
○特定調達契約に係る入札の公告.....	68

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	69
----------------------	----

告 示

北海道告示第529号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和2年8月17日、北見土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年8月25日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第530号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、令和2年8月26日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海

道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道を被告として（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年8月25日

北海道知事 鈴木直道

地 区 名 事 業 の 種 類 縦 覧 場 所
サロマ東部 区画整理、客土、暗渠排水 北海道オホーツク総合振興局
端野川向協和 農業用排水施設、農業用道路、区画整理、客土、暗渠排水、除礫 同

北海道告示第531号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和2年8月25日

北海道知事 鈴木直道

- 保安林予定森林の所在場所 函館市高岱町374地先・古武井町398（以上1筆地先1筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・399（国有林）
- 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- 指 定 施 業 要 件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第532号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和2年8月25日

北海道知事 鈴木直道

- 指定施業要件変更予定保安林 紋別市（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課及び紋別市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第533号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和2年8月25日

北海道知事 鈴木直道

- 1 解除予定保安林の所在場所 上川郡新得町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び新得町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第534号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年8月25日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
東十線川（Ⅰ－42－0310）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
上川郡剣淵町藤本町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
東九線川（Ⅱ－42－0320）

- (2) 土砂災害警戒区域の表示
上川郡剣淵町藤本町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
十四線川（Ⅱ－42－0440）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
上川郡剣淵町西原町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
刈分川左1の沢川（Ⅱ－42－0330）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
上川郡剣淵町東町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
江花の沢川（Ⅱ－43－0090）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
空知郡上富良野町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
日の出二の沢川（Ⅱ－43－0130）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
空知郡上富良野町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
旭野の沢川（Ⅱ－43－0140）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
空知郡上富良野町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (「次の図」は省略し、その図面を北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて縦

覧に供する。)

北海道告示第535号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年8月25日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
上富良野日新1（Ⅱ－4－42－1558）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
空知郡上富良野町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
上富良野日新2（Ⅱ－4－43－1559）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
空知郡上富良野町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
上富良野日新3（Ⅱ－4－44－1560）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
空知郡上富良野町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
上富良野十勝岳温泉1（Ⅰ－4－53－2196）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

空知郡上富良野町国有無番地（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
 - 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
上富良野十勝岳温泉2（Ⅰ－4－54－2197）
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
空知郡上富良野町国有無番地（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
 - 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
草分の沢川（Ⅱ－43－0100）
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
空知郡上富良野町（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第536号

平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和2年8月25日

北海道知事 鈴木直道

2 収納代理金融機関の項株式会社商工組合中央金庫の事項を削り、北海道労働金庫の事項取扱店舗の欄に「同」を「道内に所在する店舗」に改める。

北海道告示第537号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

令和2年8月25日 北海道知事 鈴木直道 2 売りさばき人の項ふらの農業協同組合の事項中「支所」を「支店」に改める。		ア 凍結防止剤（塩化カルシウム水溶液）事業課管内定置式（1キログラム当たりの単価）420,000キログラム イ 凍結防止剤（塩化カルシウム水溶液）（1キログラム当たりの単価）452,000キログラム ウ 凍結防止剤（ナトリウム、マグネシウム混合塩化物（粒状））（1キログラム当たりの単価）22,750キログラム エ 焼砂（焼碎石）（事業課管内中央地区）（1トン当たりの単価）3,200トン オ 焼砂（焼碎石）（事業課管内北部地区）（1トン当たりの単価）900トン カ 焼砂（焼碎石）（事業課管内東部地区）（1トン当たりの単価）500トン キ 焼砂（焼碎石）（士別出張所管内）（1トン当たりの単価）700トン ク 焼砂（焼碎石）（富良野出張所管内）（1トン当たりの単価）1,300トン ケ 焼砂（焼碎石）（美深出張所管内）（1トン当たりの単価）120トン アからケまでについては、それぞれの入札とする。 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契約期間 令和2年11月1日から令和3年3月31日まで (4) 納入場所 入札説明書による。	
総合振興局告示及び振興局告示		2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達をする物品に関し、購入仕様書に記載の規格・品質等を満たしていることを証明した者であること。 (5) 納入する物品に関し、指示のあった日から5日以内に、指定する場所に指定数量を納入できること。	
北海道渡島総合振興局告示第96号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和2年8月25日 北海道渡島総合振興局長 鳴海拓史 1 落札に係る物品等の名称及び数量 乗用自動車の賃貸借（商工労働観光課）一式（1月当たりの単価）1台分 2 落札を決定した日 令和2年7月30日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 株式会社トヨタレンタリース函館 (2) 住所 函館市杉並町5番20号 4 落札金額 32,120円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和2年7月10日付け北海道渡島総合振興局告示第87号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道渡島総合振興局総務課 (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号		3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 令和2年8月25日（火）から同年9月17日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。	
北海道上川総合振興局告示第1006号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和2年8月25日 北海道上川総合振興局長 中島俊明 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量			

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階入札室（送付による場合は、郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課） (2) 入札日時 令和2年10月13日（火）午後1時30分（送付による場合は、同月12日（月）午後5時までに必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量300グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道上川総合振興局旭川建設管理部のホームページ（http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/kk/akk/nyzyouhou.htm）においてダウンロードすることができる。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織	(1) 名称 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号 (3) 電話番号 0166-46-4908 11 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : <table> <tr> <td>a Liquid cryoprotectant (A calcium chloride water solution)</td> <td>420,000kg</td> </tr> <tr> <td>b Liquid cryoprotectant (A calcium chloride water solution)</td> <td>452,000kg</td> </tr> <tr> <td>c Granular cryoprotectant (Sodium chloride・magnesiumchloride mixture)</td> <td>22,750kg</td> </tr> <tr> <td>d Fried Crushed stone (singly heaping)</td> <td>3,200t</td> </tr> <tr> <td>e Fried Crushed stone (singly heaping)</td> <td>900t</td> </tr> <tr> <td>f Fried Crushed stone (singly heaping)</td> <td>500t</td> </tr> <tr> <td>g Fried Crushed stone (singly heaping)</td> <td>700t</td> </tr> <tr> <td>h Fried Crushed stone (singly heaping)</td> <td>1,300t</td> </tr> <tr> <td>i Fried Crushed stone (singly heaping)</td> <td>120t</td> </tr> </table> B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., October 13, 2020 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., October 12, 2020) C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Asahikawa Department of Public Works Management, Kamikawa General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Nagayama 6-jo 19-chome, Asahikawa, Hokkaido 079-8613 Japan Phone : 0166-46-4908	a Liquid cryoprotectant (A calcium chloride water solution)	420,000kg	b Liquid cryoprotectant (A calcium chloride water solution)	452,000kg	c Granular cryoprotectant (Sodium chloride・magnesiumchloride mixture)	22,750kg	d Fried Crushed stone (singly heaping)	3,200t	e Fried Crushed stone (singly heaping)	900t	f Fried Crushed stone (singly heaping)	500t	g Fried Crushed stone (singly heaping)	700t	h Fried Crushed stone (singly heaping)	1,300t	i Fried Crushed stone (singly heaping)	120t
a Liquid cryoprotectant (A calcium chloride water solution)	420,000kg																		
b Liquid cryoprotectant (A calcium chloride water solution)	452,000kg																		
c Granular cryoprotectant (Sodium chloride・magnesiumchloride mixture)	22,750kg																		
d Fried Crushed stone (singly heaping)	3,200t																		
e Fried Crushed stone (singly heaping)	900t																		
f Fried Crushed stone (singly heaping)	500t																		
g Fried Crushed stone (singly heaping)	700t																		
h Fried Crushed stone (singly heaping)	1,300t																		
i Fried Crushed stone (singly heaping)	120t																		
道 教 育 庁 教 育 局 告 示																			
北海道教育庁後志教育局告示第44号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和2年8月25日 北海道教育庁後志教育局長 中 澤 美 明 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量 <table> <tr> <td>ア A重油その1（岩内高校納入分）（1リットル当たりの単価）</td> <td>41,000リットル</td> </tr> <tr> <td>イ A重油その2（余市紅志高校納入分）（1リットル当たりの単価）</td> <td>36,000リットル</td> </tr> <tr> <td>ウ A重油その3（倶知安高校・倶知安農業高校納入分）（1リットル当たりの単価）</td> <td></td> </tr> </table>		ア A重油その1（岩内高校納入分）（1リットル当たりの単価）	41,000リットル	イ A重油その2（余市紅志高校納入分）（1リットル当たりの単価）	36,000リットル	ウ A重油その3（倶知安高校・倶知安農業高校納入分）（1リットル当たりの単価）													
ア A重油その1（岩内高校納入分）（1リットル当たりの単価）	41,000リットル																		
イ A重油その2（余市紅志高校納入分）（1リットル当たりの単価）	36,000リットル																		
ウ A重油その3（倶知安高校・倶知安農業高校納入分）（1リットル当たりの単価）																			

- エ A重油その4（蘭越高校納入分）（1リットル当たりの単価） 93,000リットル
 オ A重油その5（寿都高校納入分）（1リットル当たりの単価） 25,000リットル
 カ A重油その6（余市養護学校しりべし学園分校納入分）（1リットル当たりの単価） 37,000リットル
 キ A重油その7（小樽潮陵高校納入分）（1リットル当たりの単価） 14,000リットル
 ク A重油その8（小樽桜陽高校・小樽未来創造高校納入分）（1リットル当たりの単価） 86,000リットル
 185,000リットル
- アからクまでについては、それぞれの入札とする。
- (2) 調達をする物品等の仕様等 JIS1種1号
- (3) 契約期間 契約締結日から令和3年4月30日まで
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出のうち、A重油について届出をしていること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 令和2年8月25日（火）から同年9月18日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
- 5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所
 ア 1の(1)のアからウまで 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志合同庁舎1階保健所会議室
 イ 1の(1)のエからクまで 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志合同庁舎3階1号会議室
- ア及びイについて、送付による場合は、郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室宛て送付すること。
- (2) 入札日時
 ア 1の(1)のア 令和2年10月8日（木）午後1時30分
 イ 1の(1)のイ 令和2年10月8日（木）午後2時30分
 ウ 1の(1)のウ 令和2年10月8日（木）午後3時30分
 エ 1の(1)のエからカまで 令和2年10月9日（金）午後1時30分
 オ 1の(1)のキ及びク 令和2年10月9日（金）午後3時
- 送付による場合は、アからウまでについては令和2年10月7日（水）午後5時までに、エ及びオについては同月8日（木）午後5時までに、それぞれ必着とする。
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
- (1) 名称及び数量 A重油 445,000リットル
 (2) 予定時期 令和3年2月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）
- 8 入札説明書の交付に関する事項
 (1) 交付場所 4に同じ。
 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
 なお、北海道教育庁後志教育局のホームページ（<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/nyuusatsujiyouhou.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を

講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
- (3) 電話番号 0136-23-1979

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Fuel oil A (JIS class 1, No1) 41,000 liters
- b Fuel oil A (JIS class 1, No1) 36,000 liters
- c Fuel oil A (JIS class 1, No1) 93,000 liters
- d Fuel oil A (JIS class 1, No1) 25,000 liters
- e Fuel oil A (JIS class 1, No1) 37,000 liters
- f Fuel oil A (JIS class 1, No1) 14,000 liters
- g Fuel oil A (JIS class 1, No1) 86,000 liters
- h Fuel oil A (JIS class 1, No1) 185,000 liters

B Bid tendering date and time :

- a 1 : 30 P.M., October 8, 2020
- b 2 : 30 P.M., October 8, 2020
- c 3 : 30 P.M., October 8, 2020

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., October 7, 2020)

d to f 1 : 30 P.M., October 9, 2020

g, h 3 : 00 P.M., October 9, 2020

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., October 8, 2020)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Shiribeshi District
Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 1-jo Higashi 2-chome,
Kutchan-cho, Abuta-gun, Hokkaido 044-8544 Japan
Phone : 0136-23-1979
